

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、3月期末手当を廃止する。

	年間支給月数		
	現行	令和4年度(案)	令和5年度以降(案)
期末手当	2.40	2.40	2.40
6月	1.05	1.05(————)	1.20(+0.15)
12月	1.10	1.10(変更なし)	1.20(+0.10)
3月	0.25	0.25(変更なし)	廃止(△0.25)

2 施行期日

令和5年4月1日